



健康・医療・国保

健康管理施設

医療政策課 ☎0742-93-8392

総合医療検査センター(メディカルなら)

📍 P19/H-1

市民のみなさんが健康で安心した毎日を送れるように、保健医療サービスを効果的に提供できる健康づくりの拠点として、次の事業を実施しています。

健(検)診事業(要予約)

- ・人間ドック
- ・生活習慣病健診
- ・入学前・就職前の健康診断

健康増進事業

運動指導、栄養指導、体力測定、健康講座

●場所・電話

柏木町519-5 ☎0742-33-7876

●受付時間

午前8時半～午後5時(土曜日は午前8時半～正午)

●休館日

日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月5日)

各種健(検)診・検査

健康診査

健康増進課 ☎0742-34-5129

40歳以上の保険未加入者(生活保護受給者等)を対象に登録医療機関で問診・血液検査・尿検査などを7月～翌年2月に行います。
〈無料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

肝炎ウイルス検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

肝炎ウイルスに感染に不安がある人及び40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人を対象に登録医療機関で問診及びB型・C型肝炎検査を行います。
〈無料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

大腸がん検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40歳以上の人を対象に、登録医療機関で問診及び便潜血検査を7月～翌年2月に行います。
〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

胃がん検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40歳以上の人を対象に、胃のエックス線検査(バリウムによる)を行います。毎月(4月を除く)、検診車が市内を巡回します。
〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

肺がん検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40歳以上の人を対象に、胸部エックス線検査(直接撮影)を行います。毎月(4月を除く)検診車が市内を巡回します。
〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

歯周疾患検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40・50・60・70歳の人を対象に登録歯科医療機関で問診及び歯周組織検査を7月～翌年2月に行います。
〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)



特定保健指導

健康増進課 ☎0742-34-5129

「保険と年金」欄(65ページ) 参照

骨粗しょう症検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に登録医療機関で問診及び骨塩定量検査を7月～翌年2月に行います。
 〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

結核住民検診

保健予防課 ☎0742-93-8397

65歳以上の市民を対象に毎月第3土曜日(休日の場合は第2土曜日)等に、胸部レントゲン検診を無料で実施。
 (詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

即日HIV検査

保健予防課 ☎0742-93-8397

感染を心配している人に対して、無料・匿名で血液検査を行っています。第1・第2月曜日午後1時30分～3時(要予約)

子宮頸がん検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

20歳以上の偶数年齢の女性を対象に、登録医療機関で問診と子宮頸部細胞診を7月～翌年2月に行います。
 〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

乳がん検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40歳以上の偶数年齢の女性を対象に、登録医療機関で問診及びマンモグラフィを7月～翌年2月に行います。

〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

胃がんリスク検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

40～70歳の胃がんリスク検診を受けたことがない人を対象に、登録医療機関で7月～翌年2月に行います。血液検査で胃がんになる危険度を調べます。
 〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

胃がん内視鏡検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

50～70歳の偶数年齢の人を対象に、登録医療機関で問診及び胃内視鏡検査を7月～翌年2月に行います。
 〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

肺がん低線量CT検診

健康増進課 ☎0742-34-5129

50・55・60・65・70歳の人を対象に、登録医療機関で問診及び胸部低線量CT検査を7月～翌年2月に行います。
 〈有料〉(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

HIV・梅毒・B型肝炎・C型肝炎検査

保健予防課 ☎0742-93-8397

感染を心配している人に対して無料・匿名で血液検査を行っています。第3月曜日:検査、第4月曜日:結果説明 午後1時30分～3時(要予約)

食品検査・水質検査

保健・環境検査課 ☎0742-93-8394

食品の細菌・添加物及び、飲料水・プール水・浴場水・工場排水などの依頼検査を行っています。検査には、事前予約が必要です。〈有料〉



健康・医療・国保

予防接種名	対象者	備考	通知方法
B 類 疾 病	インフルエンザ 成人用23価 肺炎球菌	65歳以上 65歳の者 令和5年度まで経過措置対象者あり	60歳から64歳の者で、内部障害1級(身体障害者手帳)相当で医師が必要と認めた人
		詳細は健康増進課	奈良しみんだより ホームページ

その他助成支援など

20日ならウォーク

健康増進課 ☎0742-34-5129

毎月20日は「20日ならウォークの日」と制定し、ウォーキング事業を実施しています。
(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

健康講座

健康増進課 ☎0742-34-5129

運動や食事を中心とした健康づくりの講座を開催しています。通信型の健康管理も行っています。
(詳細は「奈良しみんだより」でお知らせ)

訪問指導

健康増進課 ☎0742-34-5129

40～64歳で療養上の保健指導が必要な人を対象に、保健師・歯科衛生士・理学療法士らが訪問し、本人とその家族に、必要な保健指導を行っています。

特定給食施設

保健衛生課 ☎0742-93-8395

病院、高齢者施設、児童福祉施設、学校、事業所等の給食開始の届出の受付を行っています。

医療関係者の免許申請

保健衛生課 ☎0742-93-8395

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の免許の申請及び受胎調節実地指導員指定証・標識交付申請の受付をしています。

医療関係施設

保健衛生課 ☎0742-93-8395

病院の開設許可申請の受付、診療所・助産所の開設許可、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復等の施術所・歯科技工所の届出、衛生検査所の登録の申請の受付を行っています。

薬局・医薬品等販売業

保健衛生課 ☎0742-93-8395

薬局、医薬品店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売業の登録・許可申請等の受付を行っています。

衛生関係者の免許申請

保健衛生課 ☎0742-93-8395

クリーニング師、ふぐ処理師の免許の申請の受付を行っています。

精神保健福祉相談

保健予防課 ☎0742-93-8397

精神障害のある人を適切な医療につなげたり、関わり方に対する助言や指導を精神保健福祉相談員・保健師等が行っています。事前に電話等により問い合わせてください。また相談員の面接の結果に応じて精神科医による相談(要予約)も行っています。

アルコール依存症に関する相談

保健予防課 ☎0742-93-8397

アルコール依存症の人やその家族への回復に向けての相談支援、自助グループへの支援等を行っています。

難病患者への生活支援

 保健予防課 ☎0742-93-8397

難病患者の在宅での療養生活を支援するため、保健師等による相談・家庭訪問を行っています。

指定難病等の医療費助成

 保健予防課 ☎0742-93-8397

指定難病338疾病及び国が特定疾患治療研究対象と定めた疾患に対して保険適用の医療費の自己負担分を一部または全額公費負担する申請の受付を行っています。

肝炎インターフェロン治療費等の助成申請

 保健予防課 ☎0742-93-8397

B型及びC型ウィルス性肝炎治療を目的とした核酸アナログ製剤治療費並びにインターフェロンフリー治療費等の一部を助成する申請の受付を行っています。

結核患者の療養支援

 保健予防課 ☎0742-93-8397

訪問などによる患者の服薬支援や、二次感染予防のための患者家族等の健診を行います。

結核医療費公費負担申請

 保健予防課 ☎0742-93-8397

結核の適切な医療推進のために医療費の一部等を負担する事業を行っています。

原爆被爆者申請

 保健予防課 ☎0742-93-8397

原子爆弾に被爆された人の医療費等の給付申請の受付を行っています。

特定不妊治療費助成金交付事業

 母子保健課 ☎0742-34-1978

不妊治療のうち特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)は、1回の治療費が高額で、経済的負担が大きいことから、その軽減を図る目的で治療に要する費用の一部を助成します。

一般不妊治療費助成金交付事業

 母子保健課 ☎0742-34-1978

家庭への経済的な負担を軽減するため、初期の不妊検査や不妊治療、人工授精などの治療に伴う費用に対して自己負担額の2分の1、1年度で上限5万円までの助成を行います。



健康・医療・国保

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う

健康・保健の相談

相談	日時	場所	内容	問い合わせ
医療安全相談	平日 午前9時～午後5時	奈良市保健所 (はぐくみセンター内)	医療安全に関する相談	保健衛生課 ☎0742-93-8395
栄養成分表示の相談	平日 午前9時～午後5時		食品等の栄養成分表示に関する相談	
精神保健福祉相談	平日 午前9時～午後5時		精神疾患や精神障害に関する相談 (面接は要予約)	保健予防課 ☎0742-93-8397
自死遺族等の相談	毎週木曜日 午後1時半～4時半		自死で身近な人を亡くした人に対して 奈良いのちの電話協会が電話相談に 応じます。	
難病相談	平日 午前9時～午後5時		難病患者や家族が抱える日常生活や療 養上の相談	
こころの健康相談	第2・第4月曜日 午後1時半～4時半		臨床心理士による面接相談(要予約)	
エイズ相談	平日 午前9時～午後5時		エイズ及び性感染症予防等の相談	
感染症に関する相談	平日 午前9時～午後5時		結核、O157、インフルエンザ等の相談	
各種予防接種相談	平日 午前9時～午後5時		予防接種についての相談	
窓口及び電話相談	平日 午前9時～午後5時	はぐくみセンター	保健師・歯科衛生士・管理栄養士・理学療 法士が相談に応じます。(成人のみ)	健康増進課 ☎0742-34-5129
糖尿病相談窓口	毎週月曜日(要予約) ①午後1時半 ②午後3時		糖尿病が気になる人や家族に対して、管 理栄養士等が相談に応じます。(成人の み)	
妊産婦・乳幼児 健康相談	平日 午前10時～午後2時 平日 午前9時～午後3時	西部会館2F 母子保健課 (はぐくみセンター内子育て 世代包括支援センター)	助産師による来所相談 助産師等による電話・来所相談	母子保健課 ☎0742-34-1978
妊産婦・乳幼児 定例健康相談	毎月1回	都祁保健センター	保健師・管理栄養士による相談(要予約)	
定例健康相談	毎月1回	都祁保健センター	生活習慣病と健康づくりに関する個別 健康相談(要予約)	都祁保健 センター ☎0743-82-0341
窓口及び電話相談	平日 午前8時30分～午 後5時15分		保健師・管理栄養士による相談	
妊産婦・乳幼児 定例健康相談	毎月1回	月ヶ瀬健康相談室 (月ヶ瀬行政センター内)	保健師による相談(要予約)	月ヶ瀬 健康相談室 ☎0743-92-0480
定例健康相談	毎月1回	月ヶ瀬健康相談室 (月ヶ瀬行政センター内)	生活習慣病と健康づくりに関する個別 健康相談(要予約)	
窓口及び電話相談	平日 午前9時～午後4時30分	月ヶ瀬健康相談室 (月ヶ瀬行政センター内)	保健師による相談(要予約)	
食の安全相談	平日 午前9時～午後5時	奈良市保健所	食品衛生に関する相談	保健衛生課 ☎0742-93-8395
シックハウス相談	平日 午前9時～午後5時	(はぐくみセンター内)	シックハウスに関する相談	

国民健康保険

 国民健康保険課 ☎0742-34-4991

病気やケガをした時に、安心して治療が受けられるよう、わが国では保険料を出し合いそこから医療費の大部分が支払われる医療保険制度が確立しています。法律により、誰もが医療保険に入ることになっています。

加入の手続

加入しなければならない人

国民健康保険は、次に該当する人を除き、市内に住所を有するすべての人が加入しなければなりません。

- ・職場の健康保険、船員保険、各種共済組合等の保険加入者とその被扶養者
- ・後期高齢者医療制度で医療を受ける人
- ・生活保護を受けている人

保険の届け出

国民健康保険に加入する時ややめる時(他の保険に変更した時)、内容に変更がある時は、世帯主が14日以内に届けましょう。

●届出先

転入・転出などの住民異動を伴う届出…市民課・市民サービスセンター
住民異動を伴わない届出……………国保年金課
出張所・行政センターではいずれの届出も受け付けます。

	こんなときは届け出を	持ち物
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき(職場の健康保険等のない人)	☒ 他市区町村の転出証明書
	75歳未満の人が職場の健康保険をやめたとき	☒ 職場の健康保険をやめた証明書
	75歳未満の人が職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	☒ 職場の健康保険の被扶養者からはずれた証明書
	子どもが生まれたとき	☒ 保護者の国保の保険証
	生活保護を受けなくなったとき	☒ 生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	☒ 該当者全員の国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	☒ 国保の保険証 ☒ 職場の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☒ 該当者全員の国保の保険証 ☒ 職場の保険証
	死亡したとき	☒ 国保の保険証
その他	生活保護を受けることになったとき	☒ 該当者全員の国保の保険証 ☒ 生活保護開始決定通知書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	☒ 世帯全員の国保の保険証
	修学のため、子どもが他市区町村に住所を定めるとき	☒ 国保の保険証 ☒ 在学証明書
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	☒ 使えなくなった国保の保険証

※保険証の窓口交付には、本人確認できる書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等の公的機関が発行する顔写真のある証明書)の提示が必要です。

※職場の健康保険に加入しても国民健康保険を自動的に止めることはできません。必ず止める届出をしてください。

保険給付の内容

病気やケガで医療機関を受診するときは、その医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国保から支払われます。

医療機関で支払う医療費の窓口負担割合

義務教育就学前	義務教育就学後から70歳未満	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割 (現役並み所得者は3割)

①高額療養費の支給

1か月(1日から末日まで)の医療費の一部負担金(被保険者1人ごとの個人単位で計算)が、一定額を超えたときは、申請により超えた額の支給を受けることができます。ただし、差額ベッド料や保険のきかない治療代・入院中の食事代の自己負担額については、支給の対象になりません。この他にも高額療養費の支給にかかる自己負担額の計算については、細かい決まりがありますので問い合わせてください。

●70歳未満の方の自己負担限度額(月額)(平成27年1月～)

所得 ^{※1} 区分	年3回目まで	年4回目以降 ^{※2}
(ア)901万円超	252,600円+ (総医療費 ^{※4} －842,000円)×1%	140,100円
(イ)600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費 ^{※4} －558,000円)×1%	93,000円
(ウ)210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費 ^{※4} －267,000円)×1%	44,400円
210万円以下 (エ)(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

●自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ (総医療費 ^{※4} －842,000円)×1% (年4回目以降 ^{※2} 140,100円)
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+ (総医療費 ^{※4} －558,000円)×1% (年4回目以降 ^{※2} 93,000円)
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円+ (総医療費 ^{※4} －267,000円)×1% (年4回目以降 ^{※2} 44,400円)
	一般 (他のいずれの区分にも該当しない世帯)	57,600円 (年4回目以降 ^{※2} 44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

※2 過去12か月間に、同一世帯での奈良市国民健康保険の高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。ただし、外来(個人単位)の自己負担限度額を超えた分のみ支給があった場合は、回数に数えません。

※3 8月～翌年7月受診分の年間自己負担限度額は144,000円です。

※4 医療費の総額(10割)



健康・医療・国保

限度額適用認定証

●70歳未満の方

事前に限度額適用認定証の交付を受け、保険証に添えて医療機関に提示すれば、同一月・同一医療機関等の窓口でのお支払い(保険診療分のみ)が自己負担限度額までとなります。同一医療機関でも入院、外来、歯科は別計算になります。

●70歳以上の方

一般・現役並み所得者Ⅲに該当する人は、保険証(国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)を医療機関に提示すれば、同一月・同一医療機関等の窓口での支払い(保険診療分のみ)が外来、入院とも自己負担限度額までとなります。ただし、異なる区分に該当する人は事前に限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受け、保険証に添えて医療機関に提示してください。

②療養費の支給

旅行中(海外を含む)に病気になったり、緊急その他やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けた場合や、医師の指示で補装具や施術等を受けた場合、輸血のため生血の費用を負担した(親族以外に限る)場合は、まず治療費を全額支払った後、領収書・診療報酬明細書等を添付して申請すると、保険診療と認められた部分を支給します。

③出産育児一時金

被保険者が出産された時は、出産育児一時金として408,000円を支給します。

※産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産の場合は、12,000円を加算し420,000円です。

④葬祭費

被保険者が死亡された時は、その葬祭を行った人に葬祭費として、30,000円を支給します。

⑤移送費の支給

病気やケガで移動が困難なため、医師の指示で入院や転院などのために医療機関に移送されたときに支給されます。(保険者が必要と認めた場合に限りです。)

⑥入院時の食事代の減額

入院した時の食事代は定額自己負担となります。住民税非課税世帯の人及び、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので申請してください。

●入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の人)		460円
住民税非課税世帯	過去12か月で90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	160円*
低所得者Ⅰ		100円

※申請が必要です。申請日以降に適用されます。

⑦交通事故その他

交通事故など、第三者の行為による負傷で、国保を使用して治療を受ける時は必ず国保年金課に届け出てください。

⑧高額医療・高額介護合算制度

医療額が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、合算して下記の限度額を超えた時には、その超えた分が支給されます。

合算した場合の限度額(年額(8月～翌年7月))

●70歳未満

所得区分	限度額
(ア)901万円超	212万円
(イ)600万円超901万円以下	141万円
(ウ)210万円超600万円以下	67万円
(エ)210万円以下(住民税非課税世帯除く)	60万円
(オ)住民税非課税世帯	34万円

※「基礎控除後の総所得金額等」に当たります。

●70歳以上75歳未満

所得区分		限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円
一般（課税所得145万円未満等）		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円

⑨厚生労働大臣の指定する特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関等の窓口提示すれば自己負担額は1か月10,000円※までとなります。

※慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の所得区分(ア)(イ)の人については、自己負担額は1か月20,000円までです。

保険料

保険料は医療機関へ支払う医療費等をはじめとして、国保を運営する重要な財源です。国保に加入すると同時に、世帯主が保険料を負担することになります。

介護保険制度により、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)には介護分保険料が加わります。なお、40歳以上65歳未満の人で、身体障害者療養施設等の厚生労働省令で定める特定の施設に入所されている人は、当分の間、介護分の保険料はかかりませんので、国保年金課まで連絡してください。

保険料の納付方法

保険料のお支払いは特別徴収(年金からの天引き)を除き、口座振替が原則です。

●申し込み

- (1)金融機関での申込
- (2)市役所窓口での申込…国保年金課、各出張所・行政センター、市民サービスセンター
- (3)インターネットを通じて申込…スマートフォン、タブレット端末、パソコンから申込可

保険料の特別徴収(年金からの天引き)

対象者は支給される年金から保険料(2か月分に相当する額)を差し引いて納めることができます。

●対象者

世帯内の国保被保険者全員が65歳から74歳までの世帯の世帯主(擬制世帯主は除く)で以下の条件を満たす人

- ・年額18万円以上の年金を受給していること。
- ・国保保険料と介護保険料との合算額が年金の2分の1を超えないこと。

保険料を納める時期

保険料の納期限は次のとおりになっています。

6月期(第1期)	6月15日～6月末日
7月期(第2期)	7月15日～7月末日
8月期(第3期)	8月15日～8月末日
9月期(第4期)	9月15日～9月末日
10月期(第5期)	10月15日～10月末日
11月期(第6期)	11月15日～11月末日
12月期(第7期)	12月15日～12月28日
1月期(第8期)	1月15日～1月末日
2月期(第9期)	2月15日～2月末日
3月期(第10期)	3月15日～3月末日

※納期限が土・日曜日や休日等にあたる場合は、翌日または翌々日に変わります。12月28日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日に変わります。

●年金特徴時期

年6回(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)で年間の保険料を特別徴収(年金から天引き)します。

保険料の納付相談と滞納

災害等により生活が著しく困難となった時や、所得が激減して保険料の納付が困難な時は相談してください。保険料が減免される場合等があります。特別な事情がないのに、納期限を過ぎても保険料を納めずにいると、次のような措置がとられることがあります。

- ①保険証のかわりに、被保険者資格証明書を交付します。医療機関で受診される時は、一旦その医療機関の窓口で保険診療分の全額を支払い、後日申請により払い戻します。
- ②保険給付の全部または一部が差し止められます。
- ③保険給付の一部または全部を滞納保険料にあてます。
- ④滞納処分(差押え等)を行う場合があります。

特定健康診査・特定保健指導

糖尿病・高血圧症・脂質異常等の生活習慣病が増えています。これらは、食生活の見直し、適度な運動等で予防できることが分かってきています。

奈良市国民健康保険加入者の40歳から74歳の人を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」・「特定保健指導」を実施します。

特定健康診査 国保年金課 ☎0742-34-4736

内臓脂肪の蓄積を未然に把握することにより、糖尿病・高血圧症・脂質異常等の生活習慣病の予防を図ることを目的としています。

メタボリックシンドロームの対策を重視した健診項目を県内の登録医療機関で毎年7月～2月の間に、年1回無料で受診できます。

受診対象者には、受診券を送付します(年度途中加入者は要申込)。受診から数か月後、結果通知と生活習慣の改善に必要な情報を送付します。

特定保健指導

健康増進課/都祁保健センター/月ヶ瀬健康相談室

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートをします。(服薬中の人は除きます。)

リスクの程度に応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」に分類されます。対象者には、特定健康診査の結果通知と利用案内を送付し、面談や電話により健康状態や生活習慣の確認を行い、3～6か月間の継続的な支援を実施します。

頭部MRI検査助成

国保年金課

脳動脈瘤、脳腫瘍等の発見のための頭部断層撮影です。

●助成対象者(次の要件をすべて満たす人)

- ①奈良市国民健康保険の特定健康診査を当該年度に受診した人
- ②申込時点で国民健康保険料の未納がない世帯の人

●定員 670人(定員になり次第締切)

●申込期間 7月～翌年2月末

●受診期間 7月～翌年3月末

●自己負担額 8,100円

●申し込み 国保年金課窓口か電話(0742-34-4736)、またはE-mail(kokuho-saihakkou@city.nara.lg.jp)で申し込み。

●受診場所(指定)

奈良市柏木町519番地の5

総合医療検査センター(メディカルなら) P19/H-1

後期高齢者医療制度

福祉医療課 ☎0742-34-4754

後期高齢者医療制度は、「75歳以上の人(一定の障害があると認定された65歳以上の人)」を対象とする医療を社会全体で支える制度のことです。後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに運営しており、奈良県では県下39市町村が加入する『奈良県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となっています。資格・給付管理、保険料賦課は奈良県後期高齢者医療広域連合で行っており、奈良市では申請書の受付業務、保険料の徴収事務等を行っています。

資格

対象となる人

- ①75歳以上の人(生活保護を受けている人は除く)
②65歳以上で一定の障害があり、広域連合から認定を受けている人(生活保護を受けている人は除く)

※一定の障害とは、

- (ア)身体障害者手帳 1～3級及び4級の一部
(イ)精神障害者保健福祉手帳1級及び2級
(ウ)療育手帳A判定
(エ)国民年金法等における障害年金1・2級

など

	こんな時は届け出を	持参するもの
加入手続き	他市区町村から転入してきた時	☐ 負担区分証明書(県外転入のみ) [*]
	生活保護を受けなくなった時	☐ 生活保護廃止決定通知書 [*]
	一定の障害のある状態になった時(65歳から74歳の人)	☐ 身体障害者手帳などの障害の程度が分かる書類 [*]
脱退手続き	他市区町村へ転出する時	☐ 該当者全員の被保険者証
	生活保護を受けることになった時	☐ 該当者全員の被保険者証 ☐ 生活保護開始決定通知書
	死亡した時	☐ 被保険者証
その他	障害認定を撤回する時(65歳から74歳の人)	☐ 被保険者証
	住所、氏名などが変わった時	☐ 被保険者証 [*]
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった時	☐ 使えなくなった被保険者証 [*]

※被保険者証の窓口交付には、本人確認できる書類(運転免許証・パスポートなど)の提示が必要です。くわしくは、問い合わせてください。

給付

医療機関で受診する時

医療機関の窓口で医療費の一部(一部負担金)を支払うだけで、診療を受けることができます。医療機関の窓口には被保険者証を忘れずに提示してください。

●医療機関での窓口負担割合

- ・現役並み所得者 → 3割
- ・一般 → 1割または2割
- ・低所得者 → 1割

※現役並み所得者とは、住民税課税所得(各種控除後)が145万円以上の被保険者及び、その同一世帯の被保険者
ただし、次の要件に該当する場合には申請により2割負担となります。

- ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満
 - ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満
 - ③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70～74歳の人がいる場合はその人の収入を合わせて520万円未満
- ※収入とは、所得と異なり、必要経費等を差し引く前の金額のことをいいます。生命保険の満期金、分離課税の上場株式の売却金額等も含まれます。

医療費が高額になった時

1か月(1日から末日まで)の医療費が高額になった時(自己負担限度額を超えて支払った場合)、申請により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給を受けることができます。ただし、食事代・差額ベット代等の保険外費用は支給の対象になりません。外来・入院どちらの場合も1か月の同一医療機関での負担が自己負担限度額までの支払いにとどめられます。なお、低所得者の取扱いを受けるには、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要です。また、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は限度額適用証が必要です。

●自己負担限度額

【75歳に到達した月のみ、自己負担限度額が半額になります。(1日生まれは除く)】

区分	外来+入院(世帯)
現役並み所得者 Ⅲ ^[注3] (690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円) ^[注1]
Ⅱ ^[注3] (380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円) ^[注1]
Ⅰ ^[注3] (145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円) ^[注1]

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
一般 ^[注3] (145万円未満等)	18,000円 年間上限 (8月-翌年7月) 144,000円	57,600円 (44,400円) ^{[注1][注2]}
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

[注1]診療年月を含む過去12ヵ月間に同一世帯で高額療養費の支給が3回以上ある場合、4回目以降に適用。

[注2]ただし、外来の支給は回数に数えません。

※低所得Ⅱは、被保険者の属する世帯全員が市町村民税非課税であること

低所得Ⅰは、被保険者の属する世帯全員が市町村民税非課税であり、その世帯員全員の所得が一定基準以下(例:年金収入80万円以下)であるか、老齢福祉年金を受けていること。

[注3]基準となる所得は市民税課税所得。

高額療養費は、振込口座を指定すると高額療養費が発生するたびに自動的に振り込みを行いますので、領収書等でその都度手続きする必要はありません。支給は、通常の場合3～4か月後に行います。

入院する時

住民税非課税世帯の人は、入院時の一部負担金や食事代が軽減されますので、申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

●入院時の食事代(1食あたり)

一般(下記以外の人)		460円
低所得者Ⅱ	過去12か月で90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

医療用装具を装着した時

医師が必要と認めた、ギプス・コルセット等の医療用装具の購入費用を、申請すると一部負担金を除いた金額が支給されます。

旅行中(海外を含む)等で保険証を提示せずに、10割負担で支払った時

全額負担された医療費は、申請すると一部負担金を除いた金額が支給されます。

移送に費用がかかった時

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず、医師の指示により医療機関に移送されたときに支給されます。(保険者が審査により必要と認めた場合に限りです。)

被保険者が亡くなった時

葬祭を行った人に、葬祭費として3万円支給します。

交通事故等にあった時

交通事故等他人から傷害を受けて、被保険者証を使用して治療を受けるときは必ず事前に届けてください。

高額医療・高額介護合算制度

1年間(8月から翌年7月まで)の医療費・介護サービス費が高額になった時(自己負担限度額を超えて支払った場合)、申請により自己負担限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給を受けることができます。ただし、食事代・差額ベット代・おむつ代等の保険外費用や、高額療養費・高額介護サービス等ですでに支給された分は支給の対象になりません

区 分	限度額(被保険者の世帯合算)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※請求には、医療費、介護サービス費ともに自己負担していることが条件になります。

保険料

後期高齢者医療制度の医療費は、国・県・市町村の税金、75歳未満の人からの支援金、そして被保険者の保険料によって成り立っています。医療制度を支えるため、保険料納付にご理解いただきますよう、お願いします。

保険料の納め方

①特別徴収(年金天引き)…以下の条件を満たす人

(ア)介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円以上の人

(イ)後期高齢者医療保険料・介護保険料の合算額が対象年金の2分の1を超えないこと

②普通徴収(納付書・口座振替)…特別徴収以外の人

※特別徴収の人でも口座振替に変更できます。口座振替を希望する人は申請が必要になります。なお、口座振替の口座名義人を世帯主などにした場合、その人の社会保険料控除が増え、世帯として税負担が軽減される場合があります。

保険料の納付相談と滞納

災害等により生活が著しく困難となった時や、所得が激減して保険料の納付が困難な時は相談してください。保険料の徴収猶予や減免される場合があります。特別な事情がないのに、保険料を納めずにいると次のような措置がとられることがあります。

①督促を行い、延滞金を徴収します。

②通常より有効期間が短い被保険者証を交付します。

保険料を納める時期

●特別徴収

第1期	4月年金支給日
第2期	6月年金支給日
第3期	8月年金支給日
第4期	10月年金支給日
第5期	12月年金支給日
第6期	2月年金支給日

●普通徴収

第1期	7月15日～7月末日
第2期	8月15日～8月末日
第3期	9月15日～9月末日
第4期	10月15日～10月末日
第5期	11月15日～11月末日
第6期	12月15日～12月28日
第7期	1月15日～1月末日
第8期	2月15日～2月末日

※普通徴収の納期限が土・日曜日や祝日等に当たるときは、翌日または翌々日に変わります。12月28日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日に変わります。

健康診査

糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療を目的として健康診査を実施しています。受診対象者には、毎年6月末頃から順次受診案内を送付します。

市立奈良病院

P19/J-1

医療政策課 ☎0742-93-8392

場所 東紀寺町一丁目50-1 ☎0742-24-1251

診療日 月曜日～金曜日 午前・午後*
土曜日 午前*

※月曜日～金曜日の午後と土曜日の午前の診療は、診療科により休診があります。病院へ直接電話するか、病院のホームページ(<http://www.nara-jadecom.jp/>)で確認してください。

※午後の受付については、診療科により異なりますので病院へ問い合わせてください。

●診療時間 午前9時～午後5時

(但し、土曜日は午後0時30分まで)

●診療受付 午前8時30分～午前11時30分

●診療科目

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、心療内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、リウマチ・膠原病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科、歯科

休診日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



健康・医療・国保

看護専門学校

📍 P19/I-1

👤 医療政策課 ☎0742-93-8392

● **場所** 〒630-8306 奈良市紀寺町371番地2
☎0742-81-3301 FAX0742-81-3302

● **課程** 医療専門課程(3年課程)全日制

● **学科** 看護学科

● **定員** 1学年40人 総定員120人

● **修業年限** 3年

● **入学料** 100,000円(入学手続き時に一括納入)

● **授業料** 360,000円(年額:入学後に半期ずつ納入)

● **教科書・ユニフォーム等**

実費(初年度約15万円、3年間合計約40万円)

保健所

📍 P18/F-3

保健所では、市民の健康と安全な生活を守るため、保健予防、健康増進、生活衛生、食品衛生等の地域保健業務を実施しています。市保健所は、保健・環境検査課、保健衛生課、保健予防課からなり、業務ははぐくみセンターで行っています。

● **場所** 〒630-8122 三条本町13番1号
(はぐくみセンター内)

● **保健・環境検査課** ☎0742-93-8394

● **保健衛生課** ☎0742-93-8395

● **保健予防課** ☎0742-93-8397

はぐくみセンター

(奈良市保健所・教育総合センター) 📍 P18/F-3

● **所在地** 三条本町13番1号

● **交通アクセス**

- ・JR奈良駅西口から南へ約200m
- ・近鉄奈良駅からJR奈良駅方面行きバス「JR奈良駅」下車、JR奈良駅西口から南へ約200m
- ・近鉄新大宮駅から南東へ約1400m

● **駐車場** センター東側のJR高架下に利用者用有料駐車場あり(センター利用者は、3時間以内は無料)

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

診療所

田原診療所

📍 P20/K-3

● **場所** 横田町336番地の1(田原公民館横田分館1階)
☎0742-81-0027

● **診療日** 火曜日、水曜日、金曜日

● **診療時間** 午後1時30分～午後4時(受付は午後1時～午後3時30分)

柳生診療所

📍 P20/M-1

● **場所** 邑地町2786番地 ☎0742-94-0210

● **診療日** 月曜日～金曜日*

● **診療時間**

午前9時～正午(受付は午前8時30分～午前11時30分)

午後1時30分～午後4時(受付は午後1時～午後3時30分)

※火曜日・木曜日の午後は訪問診療・検査・検診等のため通常診療はできません。

興東診療所

📍 P20/L-2

● **場所** 大柳生町4254番地 ☎0742-93-0130

● **診療日** 月曜日、木曜日

● **診療時間** 午後1時30分～午後4時
(受付は午後1時～午後3時30分)

月ヶ瀬診療所

📍 P20/M-3

● **場所** 月ヶ瀬尾山2790番地 ☎0743-92-0030

● **診療日** 月曜日～金曜日

● **診療時間**

午前9時～正午(受付は午前8時30分～午前11時)

午後1時30分～午後4時(受付は午後1時～午後3時30分)

※午後は、「往診」や「健診」で医師が不在となる場合があります。

※木曜日の午後は訪問診療のため通常診療はできません。

都祁診療所

📍 P20/L-4

● **場所** 都祁白石町1084番地 ☎0743-82-1411

● **診療日** 月曜日～土曜日

(土曜日については、第1・第3土曜日が診療日)

● **診療時間**

● **午前診療** 午前9時～正午(木曜日の午前中は内科・整形外科の診療体制)
受付は午前8時30分～午前11時30分

● **夜間診療** 午後5時～午後7時(月曜日・水曜日・金曜日のみ)
受付は午後4時30分～午後6時30分

※月曜日・火曜日・水曜日・金曜日の午後は、「予防接種」、「乳児・保育所・学校健診」、「往診」等を実施しています。実施日の詳細については診療所へ確認してください。

